

< 意見募集(パブリックコメント)の概要 >

■ 対象：	「茨城沿岸海岸保全基本計画(改訂原案)」
■ 期間：	令和8年1月19日(月) から 令和8年2月17日(火) まで 30日間
■ 閲覧場所：	茨城県河川課HPのほか、以下の各窓口 (県庁内) 土木部河川課、土木部港湾課、農林水産部林業課、農林水産部水産振興課、茨城県行政情報センター (出先機関) 関係土木(工事)事務所(水戸、常陸大宮、高萩、鉾田、潮来) 港湾事務所(茨城港湾、鹿島港湾) ※日立・大洗港区事業所含む 各県民センター、県立図書館 (市町村) 沿岸9市町村(北茨城、高萩、日立、東海、ひたちなか、大洗、鉾田、鹿嶋、神栖)
■ 回答方法：	郵送、FAX、電子メール、いばらき電子申請・届出サービス
■ 募集結果：	21件(うち、有効意見20件)

< 主な意見 >

1. 海岸保全基本計画の策定について		
頁	行	主な意見
2. 茨城沿岸の現況と課題		
頁	行	主な意見
1	21	「(5) 侵食の現状」という表題は、「海岸侵食の現状」とされるのが良いと思います。本文中(丸2)で海食崖にも触れておりますが、崖の場合には単独では「浸」と「蝕・食」を組み合わせる使用の方が一般的と考えられますので、両者を包括する「シンシヨク」とはなりません。本文中の「侵食」は、掛かる語があるので問題ないと思います。 海岸侵食とすれば、海食崖の後退を包括していると見ていただけたらと思います。
2	24	13行目の「茨城港大洗港区～」について、茨城大洗港区→成田地区海岸に変更したらどうか。茨城大洗港区の場合だと、大洗サンビーチ海水浴場が侵食されている印象を受けるため。
3	51	2行目～3行目の「大洗海水浴場は遊泳禁止となったことで、」について、「大洗海水浴場は、海水浴場として開設しなくなったことで、」に変更をお願いいたします。
4	54	20行目～21行目の「直径150cm程度のたらい船で海藻を採取する大洗の磯でみられるハンギリ漁は、地域固有の風景となっている。」について、現在ハンギリ漁は行っていないため削除。
5	54	地域固有の風景として大洗の「ハンギリ漁」が紹介されているが、ここ20年以上はこの漁法は行われていないと聞いている。 事実確認のうえ、削除するか、過去の事例として本文に残すか、書き方を見直すべき。
6	55	表内について、下記のとおり削除・修正をお願いいたします。 【削除】・ドルコバ大祭in大洗 ・盆踊りの夕べ 【修正】・ナイトパーク大洗→Night Park OARAI
3. 海岸の保全に関する基本的な事項		
頁	行	主な意見
7	62	表3.5に「目指すべき堤防高」が示されていますが、かなり高い理想を喚起してしまいそうです。実際には、4章p.112以降を見ると多くが現況程度以下と分かります。それでも見比べなければならず、「一体どうなの」という感否めませんが。 表3.5に現況との差が充足度の様な欄を設けられないでしょうか。
8	60	夜間停電時の避難を想定した視点の追加 ソフト対策における「避難路の確保」の枠組みにおいて、ソーラー式LED街路灯や蓄電池付き照明の設置を明確化することを求めます。夜間の発災や停電時、足元や経路の視認性確保は命に直結する重大な要素です。暗闇による避難遅延や転倒等のリスクを回避し、住民や観光客が確実かつ迅速に避難を完了できるよう、具体的な整備指針や設置目標を本計画に加筆することを提案いたします。
9	65～66	住民対応:防災拠点の重点防護と「多重防御」の重要性 茨城沿岸部の各自治体の防災拠点(役場、警察、消防、救急医療機関等)が津波浸水想定区域内にある場合、背後地における多重防御の一環として「浸水被害から特に防護する」重要性を基本指針に盛り込んでください。地域防災計画と連携し、防災拠点の浸水対策が未実施、または膨大な費用のかかる移転完了までの移行期においては、止水板設置等のハード整備を県が支援する「重点防護」の視点を位置づけることを、公助維持の観点からご検討いただきたい。
10	65～66	観光客対応:観光案内所の「防災拠点」化と重点防護 茨城沿岸は観光地が多いため、各自治体の防災拠点に加え、自治体が観光案内所を防災拠点と位置付けるならば、当該施設が津波浸水想定区域内にある場合は、多重防御の一環として重点防護の対象に含めることをご検討いただきたい。他県では観光案内所を防災拠点とし、避難誘導や情報発信を担う現場拠点として止水対策等のハード整備を先行させる事例があります。拠点防護の指針を本計画に反映させることを、信頼性維持の観点からご検討いただきたい。
11	70	2行目の「大洗港区から」について、大洗港区→成田地区海岸に変更したらどうか。大洗港区の場合だと、大洗サンビーチ海水浴場が侵食されている印象を受けるため。

< 主な意見に対する回答及び計画への反映 >

1. 海岸保全基本計画の策定について	
2. 茨城沿岸の現況と課題	
	<ul style="list-style-type: none"> ・ご意見のとおり、「(5)海岸侵食の現状」へ修正する。 ・合わせて、P69も「(2)侵食対策」→「(2)海岸侵食対策」へ修正する。
	<ul style="list-style-type: none"> ・ご意見を踏まえ、以下のとおり修正する。 <p>「茨城沿岸南部の鹿島灘海岸では、那珂川や利根川からの土砂供給量の減少や大規模構造物の遮蔽域への砂の移動、沿岸漂砂の遮断などにより、砂浜の侵食または堆積が進行している状態である。また、北部の砂浜でも…」</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・ご意見のとおり修正する。 ・合わせて、P52 図2.31の記載内容を修正する。(遊泳禁止→休止中) ※「現在、」の表記も削除。 (参考) 姥の懐マリプールは、再開予定がないため「閉鎖」とする。(ひたちなか市確認済)
	<ul style="list-style-type: none"> ・ハンギリ漁の記載(写真含む)は削除する。(前後も現在の事項の記述のため) ・また、採藻漁業の記載はP48へ移行し、水産振興課への聞き取り結果を踏まえ、ワカメ、フクロフナのみ記載する。
	<ul style="list-style-type: none"> ・ご意見のとおり表2.9の記載内容を修正する。
3. 海岸の保全に関する基本的な事項	
	<ul style="list-style-type: none"> ・地域海岸ごとの現況堤防高(最小値～最大値)をP112～P119の記載内容を踏まえ、一列追加のうえ記載する。(目指すべき堤防高の左隣か)
	<ul style="list-style-type: none"> ・P66の記載内容を一部修正(市町村等との連携に係る文言追記)のうえ、以下のとおり回答する。 <p>【回答】 P60は他資料からの引用であるため、記載内容はそのままさせていただきたいと考えております。防災、減災対策の推進について、P66に県の基本的な考え方を記載しております。避難路の確保に関連する具体的なご提案については、市町村等関係機関と連携しながら対策内容を検討してまいります。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・P66の記載内容を一部修正(市町村等との連携に係る文言追記)のうえ、以下のとおり回答する。 <p>【回答】 防災、減災対策の推進について、P66に県の基本的な考え方を記載しております。県内全域において、表3.2に記載されているL1津波の防護水準は既に確保されており、最大規模の津波や高潮の災害リスクに対し、ソフト対策を組み合わせ「多重防御」により、人命保護を最優先とした対策を推進したいと考えております。 防災拠点の防護のあり方については、市町村等関係機関の意向を踏まえ、必要な対策を検討してまいります。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・P66の記載内容を一部修正(市町村等との連携に係る文言追記)のうえ、以下のとおり回答する。 <p>【回答】 防災、減災対策の推進について、P66に県の基本的な考え方を記載しております。観光案内所等を防災拠点として活用することの是非及び方法等について、市町村や関係機関等の意向を確認し、防護の観点から必要な対策を検討してまいります。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・ご意見を踏まえ、以下のとおり修正する。 <p>「侵食の進む鹿島灘海岸(成田地区海岸から下津地区海岸)では、…」</p>

4. 海岸保全施設の整備に関する基本的な事項		
頁	行	主な意見
5. これからの海岸づくりに向けた重要事項		
頁	行	主な意見
12	138	「地域海岸保全計画検討会議(仮称)」の設置提案 改訂原案に記された「地域関係者との合意形成の推進」を具体化するため、合意形成の手順や役割をオープンに議論できる体制づくりを求めます。具体的には、対象とする海岸ごとに地域住民や関係者が参画し、まちづくりを含めた建設的な議論を行う場として「地域海岸保全計画検討会議(仮称)」といった組織の設置を本計画内に明記することを提案します。これにより、相互に納得できる施策の推進と合意形成が可能となります。
14	138	まちづくりを視野に入れた会議参加者の人選 「地域海岸保全計画検討会議(仮称)」での合意形成が未来に資する実効性を持つには、多様な立場や世代を尊重した人選が不可欠です。行政側は、観光・漁業等の事業者や、対象とする海岸での経験が豊かな住民、景観・生態系の専門家などから広く意見を募るべきです。特に長期的な持続可能性を考慮し、次世代を担う若い世代の積極的な参画を望みます。多様な知見と若手の視点が、地域のアイデンティティを守る基盤となります。
13	138	「対象とする海岸」の適切な設定 海岸保全の検討単位(区域No.)について、一律に設定するのではなく、利用実態に応じた細分化を求めます。例えば大洗港区海岸(区域No.48)の場合、自然保護区、旅館街、漁港、商業港、海水浴場といった特性の異なるエリアが混在しています。画一的な検討ではなく、これら詳細区域ごとの実情に即した保全のあり方を検討できるよう、区域設定の柔軟な運用と、詳細区域ごとの状況を反映した計画策定を提案します。
15	139	「5.3 海岸管理者と海岸利用者や海岸協力団体等との連携」の部分で、改行して新たな段落での説明文が、前段の文とつながらず、唐突に新しい説明になる印象を受けます。前段の文とつながる表現とするか、箇条書きとして列記するといった表現に直した方がよいと思う。
16	139~140	環境保全の調査・研究・アクションの具体化 計画案にある「希少な動植物の保護」等の記述は、過去10年、清掃以外に恒常的な取り組みが不十分と感じています。大洗海岸を例にしても、現地の生態系を訪れた人が知る仕組みが整っていません。本計画の文言の継承に留めず、今回の改訂で取組体制や手法を具体化するべきです。これら調査・啓発アクションの詳細は、提案した「検討会議」にて共有・検討し、地域との合意形成を経て、計画の実効性を担保することを強く求めます。
17	140	海浜エコトーンの景観を保全する視点の明記 潮間帯から砂浜、そして海岸林まで連続する「海浜エコトーン」の景観は、生物多様性や地域文化の礎であり、防災減災機能(Eco-DRR)や観光資源としても極めて重要です。大洗海岸の名勝文化財のように、独自の生態系と景観が守られてきた地域もあります。改正海岸法が掲げる防護・環境・利用のバランスを達成するためにも、持続可能な地域活性化の観点から、これら海浜地域の物質循環を損なわない環境保全の視点として、エコトーンへの注目を本計画に明確に位置付けることを提案します。
18	140~141	「5.5 多様な主体との連携」、「5.6 海岸愛護の啓発、海岸環境教育」及び「5.7 気候変動への対応」の部分で、改行して新たな段落での説明文が、前段の文とつながらず、唐突に新しい説明になる印象を受けます。前段の文とつながる表現とするか、箇条書きとして列記するといった表現に直した方がよいと思う。
6. 用語集・参考資料		
頁	行	主な意見
19	用1~	- 用語の追加 本文中によく使われる「外力」、「計画外力」、「有義波高」について、用語集に追加してほしい。専門外の人からすると分かりにくい。
7. その他意見等		
頁	行	主な意見
20	-	- 東日本大震災の津波による浸水で、赤浜地区において、多大な物的被害(農業用施設や畑作物)がでた。また、海岸堤防は約50cm沈下したと言われている。 砂浜の波消しブロック(テトラポット)も砂にうずもれ機能を足していない。 その為、台風及び高潮発生時には、高波が堤防を乗り越え農地に浸水し、農作物等に被害をもたらしている。 近くには民家もあり、東日本大震災時の大津波や、近年の従来の規模をはるかに超える高潮の発生を考えると住民は不安が募り、安心して生活できません。 地区住民が安心・安全で生活できるよう早急に堤防の嵩上げ工事をお願いしたい。
21	(全般)	- 読点の統一 読点が「、」と「、」が混同しているので、どちらかに統一すべき。

4. 海岸保全施設の整備に関する基本的な事項		
5. これからの海岸づくりに向けた重要事項		
		<p>・P138を一部修正し、以下のとおり回答する。</p> <p>【回答】 海岸管理者と海岸に関連する様々な分野の方々(学識経験者、漁業者等)がメンバーとなり、本文に記載のある会議が組織されている事例はありますが、ご意見の内容を踏まえ、今後の運営方法等を検討してまいりたいと考えております。</p>
		<p>【回答】 地区海岸の区域は市町村の大字等で区分することとなっています。(昭和32年11月25日付け農林省・水産庁・運輸省・建設省通知) そのため、地区海岸について、さまざまな土地利用の実態があることを把握したうえで、きめ細かい施策の推進を検討してまいりたいと考えております。</p>
		<p>・別紙のとおり修正する。(5.3)</p>
		<p>・本文の修正は、従前の記載内容を分かりやすく整理するととどめ、以下のとおり回答する。(5.3、5.6)</p> <p>【回答】 海岸環境教育のための人材育成のための取り組みについて、P140からP142に県の基本的な考え方を記載しております。地区海岸ごとのニーズに応じ、市町村や関係機関等と連携し、地域の実情に合わせた方法を検討してまいりたいと考えております。</p>
		<p>・本文の修正は、従前の記載内容を分かりやすく整理するととどめ、以下のとおり回答する。(5.5、5.6)</p> <p>【回答】 P80に生物の生育、生息環境に配慮した海岸保全事業の推進や、海岸景観等に配慮した整備について、県の基本的な考え方を記載しております。 ご意見のとおり、海岸保全施設等の整備にあたり、防護・環境・利用のバランスを考慮することは重要ですので、地区海岸ごとの特性に応じた整備のあり方を検討してまいります。</p>
		<p>・別紙のとおり修正する。</p>
6. 用語集・参考資料		
		<p>・ご意見にあった用語の説明を追加する。</p>
7. その他意見等		
		<p>・本文に関連する意見ではない。以下のとおり回答する。</p> <p>【回答】 現在茨城沿岸全体でレベル1津波に対応する防護水準(堤防高さ)は確保されている状況です。赤浜地区海岸も同様の状況となっておりますが、ご要望の堤防嵩上げについては、背後地の土地利用等や茨城沿岸で実施されている海岸保全施設整備事業の進捗等を考慮し、事業化の検討を行ってまいります。</p>
		<p>・現在の公文書ルールに合わせ、読点は「、」で統一する。</p>